「学校施設開放」利用についてのお願い

【団体の皆さまへ】

！利用時間厳守！
(準備・片付けを含みます)

〇利用時間 ・・・　午後７時～午後９時

午後９時には、体育館の施錠を済ませ、近隣の住民のご迷惑にならないように速やかに、退場してください。

！施設は　キレイに！
（ゴミの持ち帰り、トイレ等の共有部分の清掃にご協力ください）

〇利用施設以外の場所の立ち入り、学校施設備品の使用はご遠慮ください。

〇車・自転車・バイク等は所定の駐車場・駐輪場にとめてください。
校庭への乗り入れは厳禁です。

〇退室する際は、用具及び施設の整理、整備、清掃、照明・空調のスイッチを切り、窓や扉の施錠等を忘れずに行い、原状復帰に努めてください。

〇施設内での食事は、原則禁止です。

！全面禁煙！

〇施設内での喫煙、飲酒も禁止です。

〇学校内だけでなく、周辺でも喫煙・飲酒はご遠慮ください。

※その他の注意点※

〇活動時は、学校や近隣住民の方のご迷惑にならないよう、ご配慮ください。

〇利用後は、照明・空調のスイッチを切り、窓や扉の施錠を確認してください。

〇設備・備品等に損傷等が生じた場合、または発見した場合は、速やかに生涯学習課と学校へ報告してください。

利用により損傷等が生じた場合は、団体が損害賠償の責任を負うものとします。

〇施設を利用したら、「学校施設開放　月次報告書」に記入のうえ、翌月１０日までに生涯学習課へ提出してください。

〇照明・空調を使用した時間に応じ、電気料相当額のご負担をお願いいたします。詳細は「電気料相当額の納入について」をご参照ください。

〇在校生は、一度下校をしてから学校開放を利用して下さい。

〇中学校で所属している部活動と重複して登録をしないでください。

〇複数の団体に同種目での登録をしないでください。

【団体責任者の方へ】

！「学校施設開放運営委員会」へ出席してください！

（学校および他団体と、利用日の調整を行います。）

〇各学校にて数ヶ月ごとに「学校施設開放運営委員会」が開かれます。代表の方（代理可）は必ず出席してください。日程は各学校で異なりますので、生涯学習課または学校施設開放運営委員会副委員長（教頭先生）にお問い合わせください。

〇未登録の団体と試合等を行う場合は運営委員会にて日時を調整し、「学校体育施設開放団体利用申請書」の備考欄に予定を記入してください。

〇大会等で開放時間外に利用しなければならない場合、必ず学校と調整し、許可を受けてください。また、例外的に通常の活動以上に駐車場等を利用する場合は、あわせて他の登録団体や学校と調整をお願いします。

〇消耗品（電灯・そうじ用具等）で必要なものが生じた場合は、団体の責任者が運営委員会にて相談していただくか、副運営委員長（教頭先生）に連絡してください。

※その他の注意点※

〇団体登録をされていない方の利用、および権利の譲渡・転貸は禁止です。

〇鍵は各団体の代表者が責任をもって管理してください。

〇万一に備え、スポーツ傷害保険に加入してください。

活動中の障がい事故等については、本人または使用団体で責任を負うものとします。

〇大きな災害が予想される場合は施設を閉鎖することがあります。

また、学校に避難所が開設された際は、翌日以降も避難者がいる可能性があるため、必ず現地を確認し、避難者がいた場合は施設の利用を控えてください。

〇近隣住民から指導者の方の、指導をする際の言葉がたいへん聞き苦しいとの苦情が寄せられていますので、特段のご配慮をお願いします。

その他、利用にあたって問題が生じた場合は、すみやかに生涯学習課及び学校施設開放運営委員会副委員長（教頭先生）へ連絡してください。

【連絡先】志木市教育委員会生涯学習課
ＴＥＬ　０４８－４７３－１１８３
Mail　syogai@city.shiki.lg.jp